

平 28 . 9 . 15  
総 2 - 2

# 説明資料

## 〔個人住民税①〕

平成28年9月15日(木)

総務省

# 目 次

1. これまでの経緯	1
2. 働き方や家族のあり方をめぐる構造変化	5
3. 就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築	12
4. 所得控除方式の見直し	19

# 1. これまでの経緯

● 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税（個人住民税）のあり方

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。  
→ 地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠
- 個人住民税は地域社会の会費的性格（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格）を有している。  
→ 均等割の存在  
所得割（比例税率）における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。  
→ 社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点から極めて重要。
  - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
  - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かないように留意。**
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性も念頭に置く必要。**

# 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（抄）

平成27年11月  
政府税制調査会

## 第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

### Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

#### 4. 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税のあり方

人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行し、また、働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下するという社会状況の変化がある中、若年層・低所得層が意欲を持って働き、安心して結婚し子どもを産み育てることができる社会を構築するためには、その基盤として、地方公共団体が地域の实情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠である。

このため、地方税である個人住民税を考える場合、若年層・低所得層の税負担への配慮等の観点から個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体が住民サービスを提供することが社会的セーフティネットにおいて重要な位置を占めていることを踏まえたその財源の適切な確保という観点が極めて重要である。この観点から考えると、税源の偏在性が小さく税収が安定的な、地方自治を支える基幹税としての個人住民税の果たす役割は、今後とも重要である。

個人所得課税の再分配機能の回復を図り、税負担の調整のあり方を再構築する観点から控除のあり方を全体として検討するにあたっては、所得税における控除のあり方と併せて、個人住民税における控除のあり方も検討課題となる。その際には、個人住民税が比例税率であることから各種方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに加え、上に述べたような個人住民税の果たすべき役割を踏まえた検討を行う必要がある。また、検討にあたっては、マクロでの財源確保と併せて、個人住民税の税収の地域間の格差を拡大しないようにするといった視点も重要である。

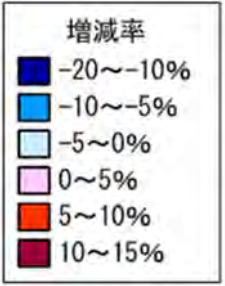
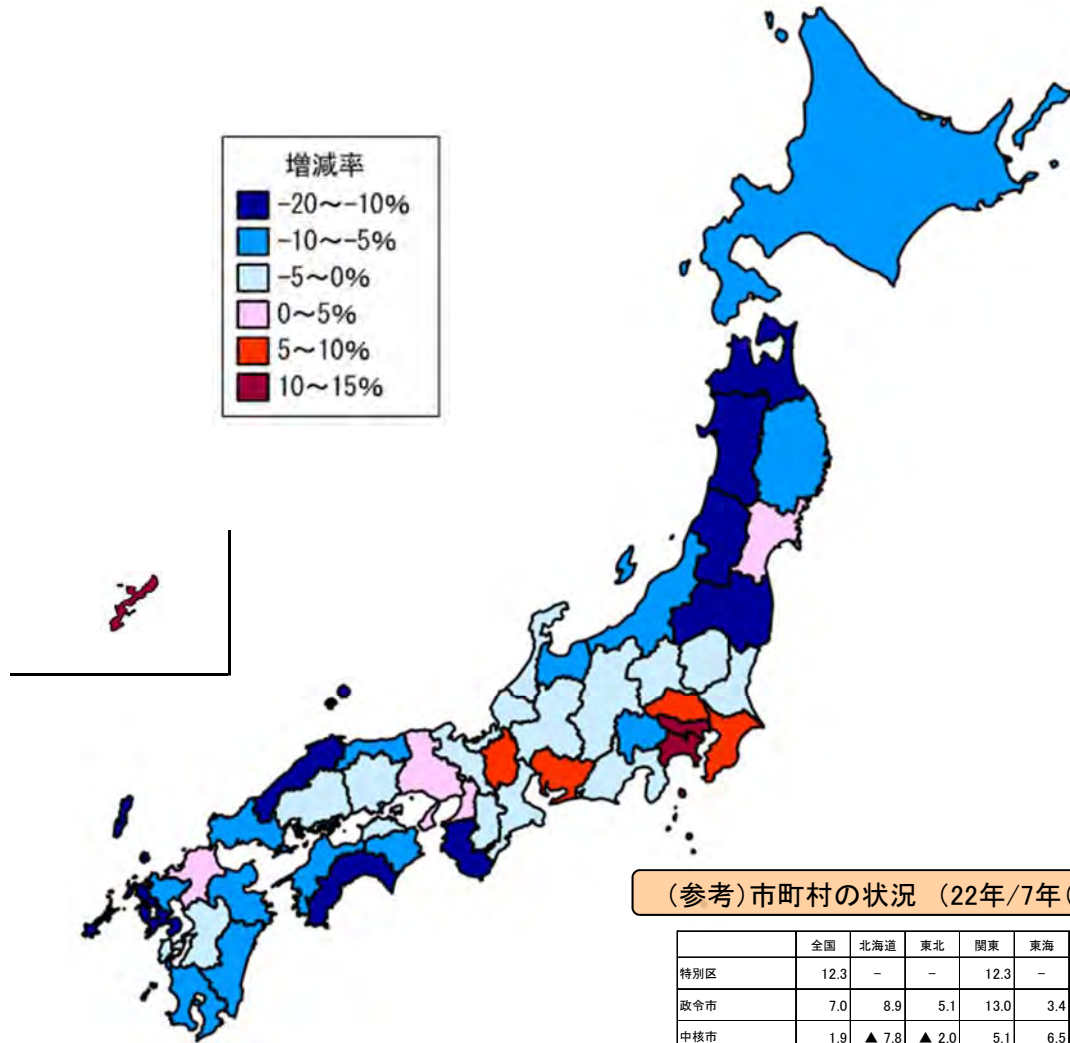
## 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（抄）（承前）

個人住民税は、地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（地域社会の会費的性格）を有しており、このような性格から、幅広い納税義務者から一定額の税負担を求める均等割が存在し、また、比例税率である所得割においても低めの課税最低限が設定されている。税負担の調整のあり方の再構築の観点から個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、課税最低限等については、個人住民税においては地域社会の会費的性格から広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意すべきである。

さらに、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税制度における課税・非課税の別や、その合計所得金額、基礎控除後の総所得金額等などが広く用いられていること、また、個人住民税制度における非課税限度額の基準が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることにも留意が必要である。今後、個人住民税制度における基準等の見直しを具体的に検討するにあたっては、マイナンバー制度の導入により所得把握の精度向上が見込まれることも踏まえつつ、社会保障制度との整合性も念頭に置いた対応が必要となると考えられる。

## 2. 働き方や家族のあり方をめぐる構造 変化

# 都道府県別の人口変化(平成7年→平成27年)



(参考)市町村の状況 (22年/7年(増減率))

	全国	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
特別区	12.3	-	-	12.3	-	-	-	-	-	-	-
政令市	7.0	8.9	5.1	13.0	3.4	-	3.0	5.8	-	5.9	-
中核市	1.9	▲7.8	▲2.0	5.1	6.5	1.5	2.1	▲0.0	2.4	1.3	-
特例市	2.7	-	▲3.0	6.3	4.1	▲2.3	1.4	▲6.6	-	▲6.6	-
その他の県庁所在市	0.1	-	▲0.0	-	▲0.3	-	-	0.6	▲1.5	▲3.7	4.7
その他の市	▲0.3	▲6.4	▲8.2	4.4	3.9	▲3.4	0.8	▲6.5	▲8.1	▲5.3	11.2
町村	▲5.2	▲13.1	▲8.9	▲2.8	2.7	▲3.5	▲6.1	▲10.6	▲10.3	▲3.1	10.1
全国	2.0	▲3.3	▲5.0	7.1	3.9	▲1.9	1.3	▲2.7	▲4.9	▲1.6	9.4

(単位:万人、%)

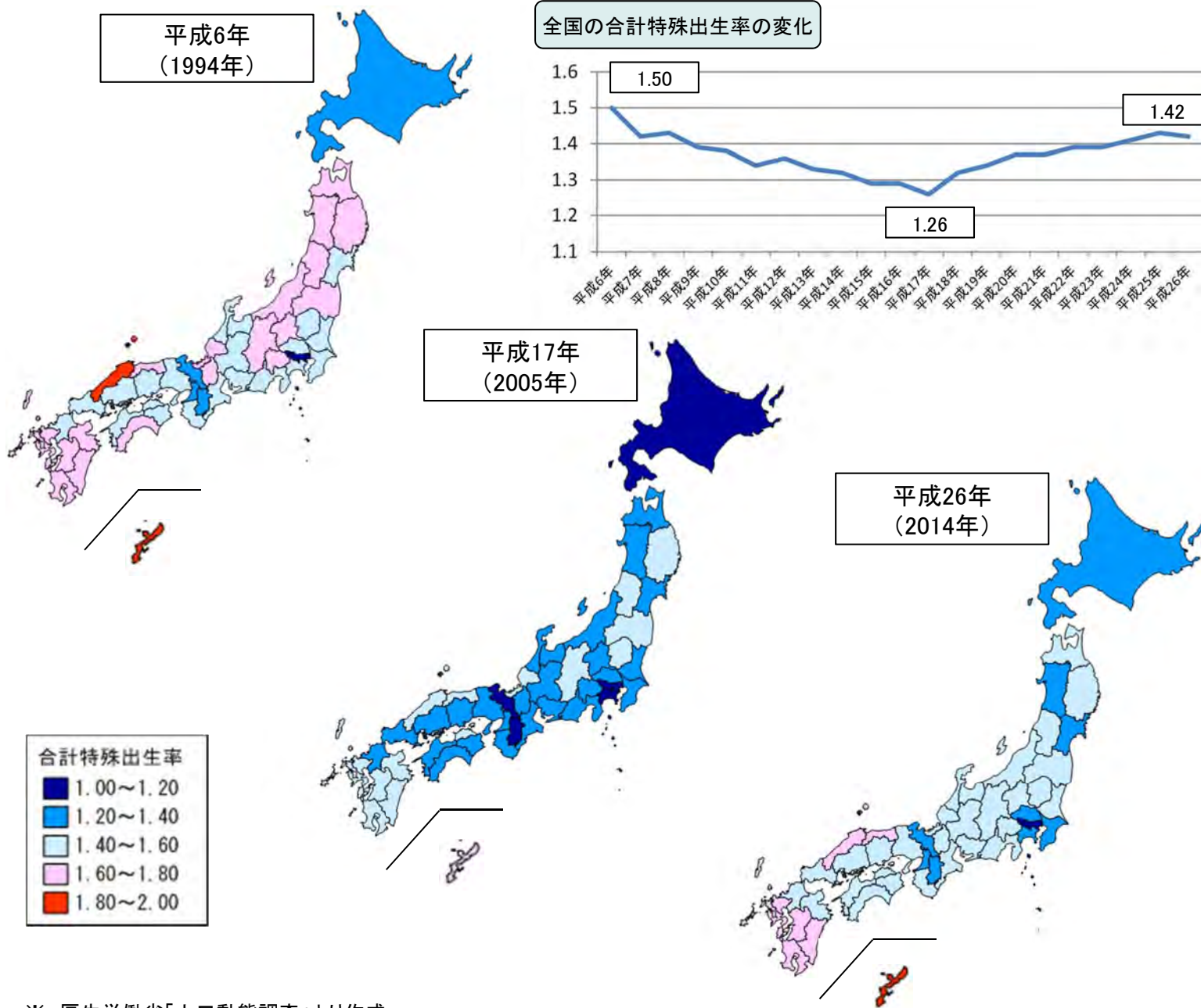
	7年	27年	27年/7年 (増減率)
北海道	569	538	▲ 5.4
青森県	148	131	▲11.7
岩手県	142	128	▲ 9.8
宮城県	233	233	0.2
秋田県	121	102	▲15.7
山形県	126	112	▲10.7
福島県	213	191	▲10.3
茨城県	296	292	▲ 1.3
栃木県	198	197	▲ 0.5
群馬県	200	197	▲ 1.5
埼玉県	676	726	7.4
千葉県	580	622	7.4
東京都	1,177	1,351	14.8
神奈川県	825	913	10.7
新潟県	249	231	▲ 7.4
富山県	112	107	▲ 5.0
石川県	118	115	▲ 2.2
福井県	83	79	▲ 4.8
山梨県	88	84	▲ 5.3
長野県	219	210	▲ 4.3
岐阜県	210	203	▲ 3.2
静岡県	374	370	▲ 1.0
愛知県	687	748	9.0
三重県	184	182	▲ 1.4
滋賀県	129	141	9.8
京都府	263	261	▲ 0.7
大阪府	880	884	0.5
兵庫県	540	554	2.5
奈良県	143	137	▲ 4.6
和歌山県	108	96	▲10.8
鳥取県	61	57	▲ 6.7
島根県	77	69	▲10.0
岡山県	195	192	▲ 1.5
広島県	288	285	▲ 1.3
山口県	156	141	▲ 9.7
徳島県	83	76	▲ 9.2
香川県	103	98	▲ 4.9
愛媛県	151	139	▲ 8.0
高知県	82	73	▲10.8
福岡県	493	510	3.4
佐賀県	88	83	▲ 5.8
長崎県	154	138	▲10.8
熊本県	186	179	▲ 3.9
大分県	123	117	▲ 5.2
宮崎県	118	110	▲ 6.1
鹿児島県	179	165	▲ 8.1
沖縄県	127	143	12.6
全国	12,557	12,711	1.2

(備考) 平成27年の数値は速報値であり、精査により異動が生じることがある。

(出所) 総務省「国勢調査」より作成。



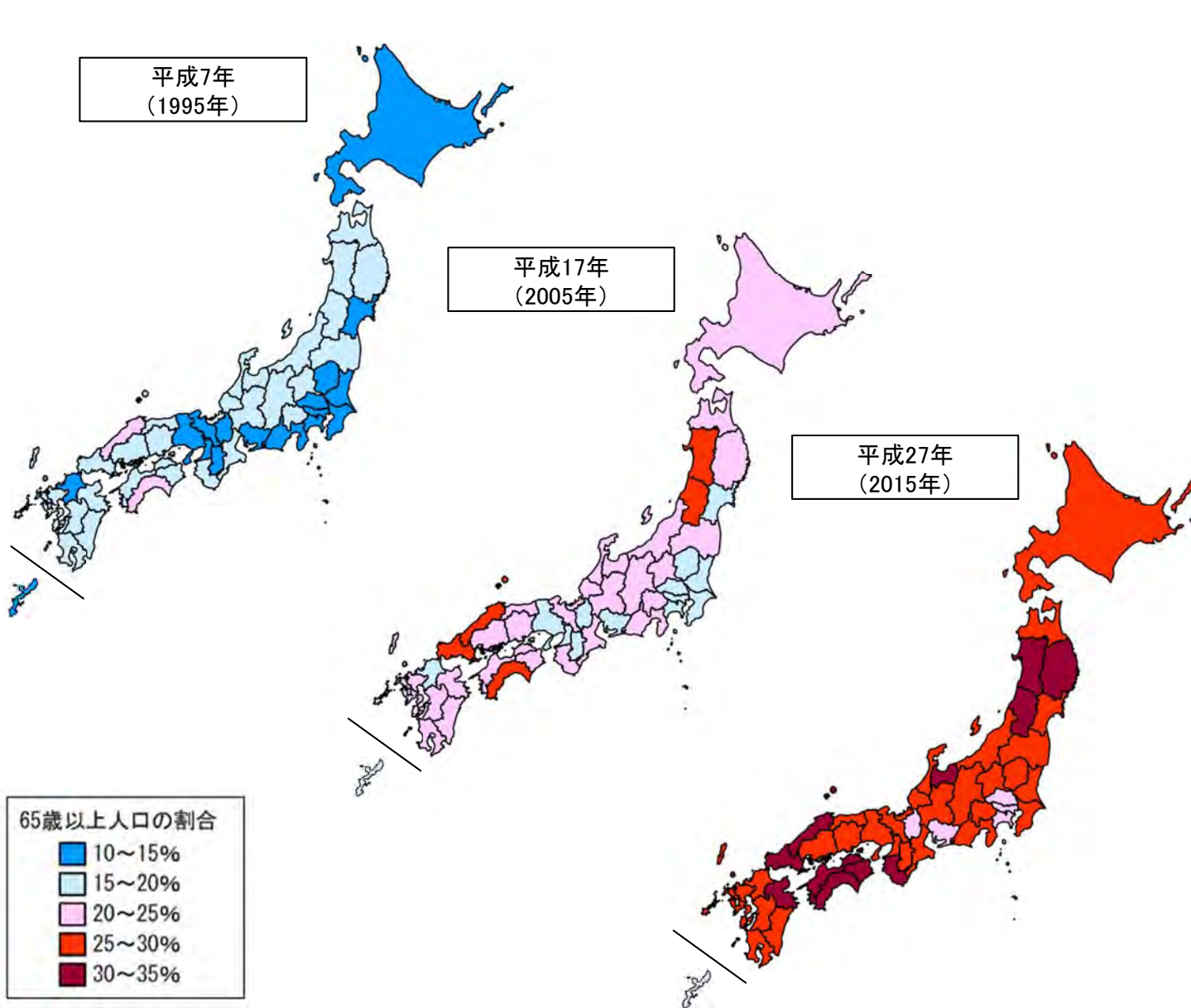
# 都道府県別の合計特殊出生率の変化



	6年	17年	26年
北海道	1.37	1.15	1.27
青森県	1.64	1.29	1.42
岩手県	1.71	1.41	1.44
宮城県	1.49	1.24	1.30
秋田県	1.66	1.34	1.34
山形県	1.79	1.45	1.47
福島県	1.77	1.49	1.58
茨城県	1.57	1.32	1.43
栃木県	1.59	1.40	1.46
群馬県	1.62	1.39	1.44
埼玉県	1.45	1.22	1.31
千葉県	1.41	1.22	1.32
東京都	1.14	1.00	1.15
神奈川県	1.40	1.19	1.31
新潟県	1.69	1.34	1.43
富山県	1.54	1.37	1.45
石川県	1.58	1.35	1.45
福井県	1.75	1.50	1.55
山梨県	1.69	1.38	1.43
長野県	1.71	1.46	1.54
岐阜県	1.51	1.37	1.42
静岡県	1.56	1.39	1.50
愛知県	1.49	1.34	1.46
三重県	1.53	1.36	1.45
滋賀県	1.67	1.39	1.53
京都府	1.37	1.18	1.24
大阪府	1.36	1.21	1.31
兵庫県	1.43	1.25	1.41
奈良県	1.37	1.19	1.27
和歌山県	1.52	1.32	1.55
鳥取県	1.76	1.47	1.60
島根県	1.85	1.50	1.66
岡山県	1.59	1.37	1.49
広島県	1.55	1.34	1.55
山口県	1.55	1.38	1.54
徳島県	1.48	1.26	1.46
香川県	1.54	1.43	1.57
愛媛県	1.55	1.35	1.50
高知県	1.61	1.32	1.45
福岡県	1.48	1.26	1.46
佐賀県	1.73	1.48	1.63
長崎県	1.71	1.45	1.66
熊本県	1.63	1.46	1.64
大分県	1.63	1.40	1.57
宮崎県	1.76	1.48	1.69
鹿児島県	1.71	1.49	1.62
沖縄県	1.96	1.72	1.86
全国	1.50	1.26	1.42

※ 厚生労働省「人口動態調査」より作成。

# 都道府県別の65歳以上人口の割合の変化



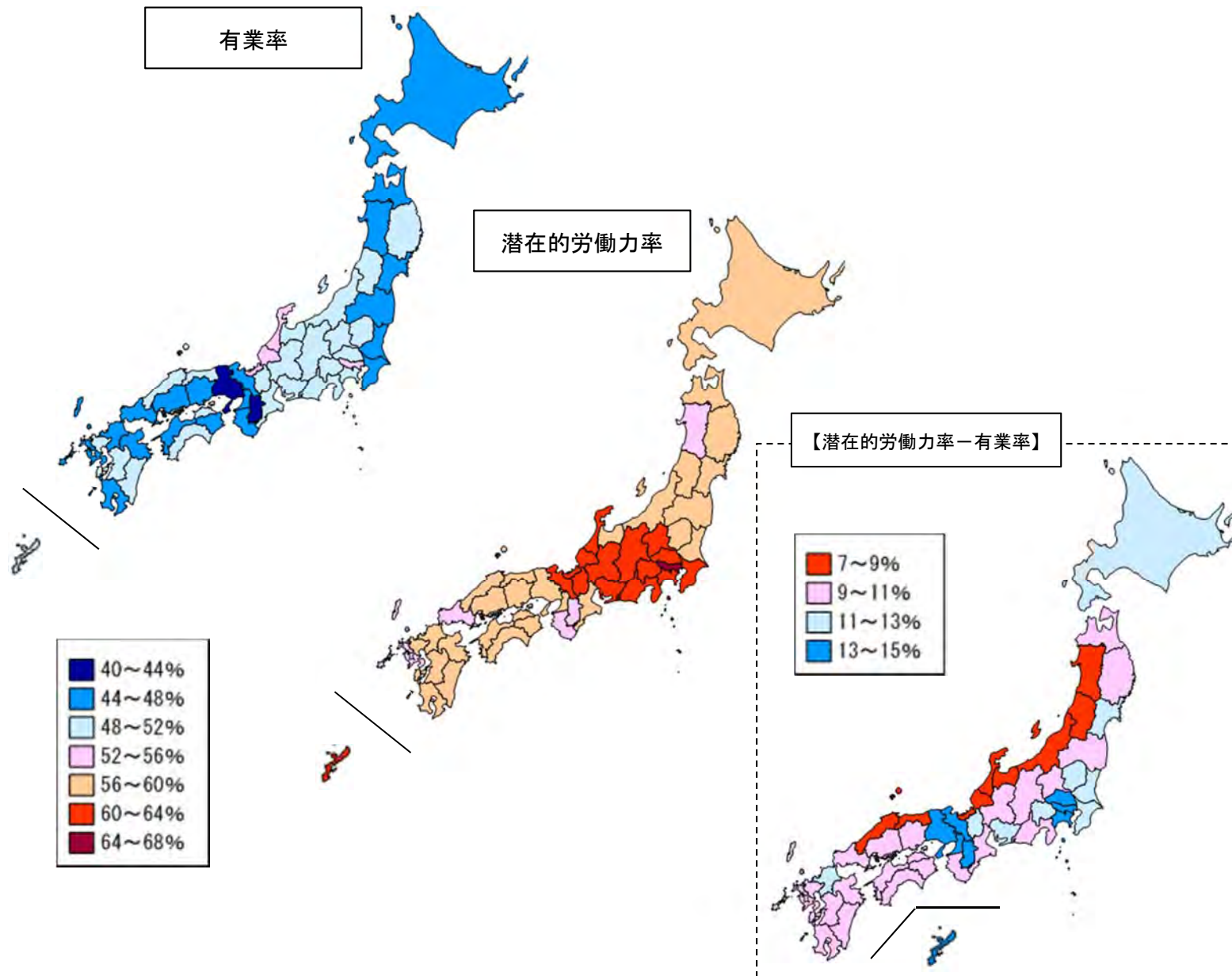
(単位: %)

	7年	17年	27年
北海道	14.9	21.5	29.2
青森県	16.0	22.7	29.9
岩手県	18.0	24.6	30.5
宮城県	14.5	20.0	25.6
秋田県	19.6	26.9	33.5
山形県	19.8	25.5	30.7
福島県	17.4	22.7	29.1
茨城県	14.2	19.4	26.5
栃木県	14.8	19.4	25.8
群馬県	15.6	20.6	27.4
埼玉県	10.1	16.4	24.7
千葉県	11.3	17.6	26.1
東京都	13.0	18.5	22.9
神奈川県	11.0	16.9	24.0
新潟県	18.3	23.9	29.8
富山県	17.9	23.3	30.4
石川県	16.2	20.9	27.8
福井県	17.7	22.6	28.7
山梨県	17.1	21.9	28.1
長野県	19.0	23.8	29.7
岐阜県	15.3	21.0	27.9
静岡県	14.8	20.6	27.6
愛知県	11.9	17.3	23.8
三重県	16.1	21.5	27.6
滋賀県	14.1	18.1	24.1
京都府	14.8	20.2	27.8
大阪府	11.9	18.7	26.5
兵庫県	14.1	19.9	27.0
奈良県	13.9	20.0	28.5
和歌山県	18.1	24.1	31.1
鳥取県	19.3	24.1	29.8
島根県	21.7	27.1	32.6
岡山県	17.4	22.5	28.6
広島県	15.9	21.0	27.9
山口県	19.0	25.0	32.0
徳島県	18.9	24.4	31.2
香川県	18.2	23.3	30.0
愛媛県	18.5	24.0	30.6
高知県	20.6	25.9	32.9
福岡県	14.8	19.9	26.2
佐賀県	17.8	22.6	27.7
長崎県	17.7	23.6	29.6
熊本県	18.3	23.8	28.7
大分県	18.6	24.3	30.2
宮崎県	17.4	23.5	29.4
鹿児島県	19.7	24.8	29.3
沖縄県	11.7	16.1	19.7
全国	14.6	20.2	26.7

(備考) 平成27年の数値は速報値であり、精査により異動が生じることがある。

(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

# 都道府県別の女性の労働状況



(単位: %)

	24年		
	有業率	潜在労働力率	差
	(a)	(b)	(b)-(a)
北海道	44.7	56.8	12.1
青森県	46.9	57.0	10.1
岩手県	48.3	57.8	9.5
宮城県	46.9	59.0	12.1
秋田県	44.8	53.6	8.8
山形県	49.8	58.1	8.3
福島県	46.0	56.6	10.6
茨城県	47.5	58.8	11.3
栃木県	48.7	60.0	11.3
群馬県	50.2	60.7	10.4
埼玉県	48.1	61.6	13.5
千葉県	47.9	60.8	12.8
東京都	52.2	65.5	13.3
神奈川県	48.4	62.5	14.1
新潟県	48.7	56.9	8.3
富山県	51.1	59.3	8.2
石川県	52.2	60.6	8.4
福井県	53.0	60.9	7.9
山梨県	50.4	61.5	11.1
長野県	51.1	60.6	9.5
岐阜県	50.9	61.1	10.2
静岡県	50.8	61.6	10.8
愛知県	50.7	62.7	12.0
三重県	49.2	59.6	10.4
滋賀県	49.5	61.1	11.6
京都府	47.0	60.4	13.3
大阪府	46.1	59.5	13.5
兵庫県	43.8	56.9	13.1
奈良県	42.5	55.8	13.3
和歌山県	44.8	55.5	10.7
鳥取県	49.2	58.1	8.9
島根県	48.9	56.2	7.3
岡山県	47.9	58.6	10.8
広島県	46.9	57.6	10.7
山口県	45.2	54.8	9.6
徳島県	46.3	56.1	9.9
香川県	48.1	58.2	10.1
愛媛県	46.4	56.6	10.2
高知県	48.5	57.8	9.3
福岡県	47.0	59.6	12.6
佐賀県	50.2	59.4	9.2
長崎県	46.2	55.4	9.2
熊本県	48.7	59.1	10.4
大分県	46.0	56.5	10.5
宮崎県	49.3	59.4	10.1
鹿児島県	47.4	57.6	10.2
沖縄県	48.4	63.4	15.0
全国	48.2	60.1	11.9

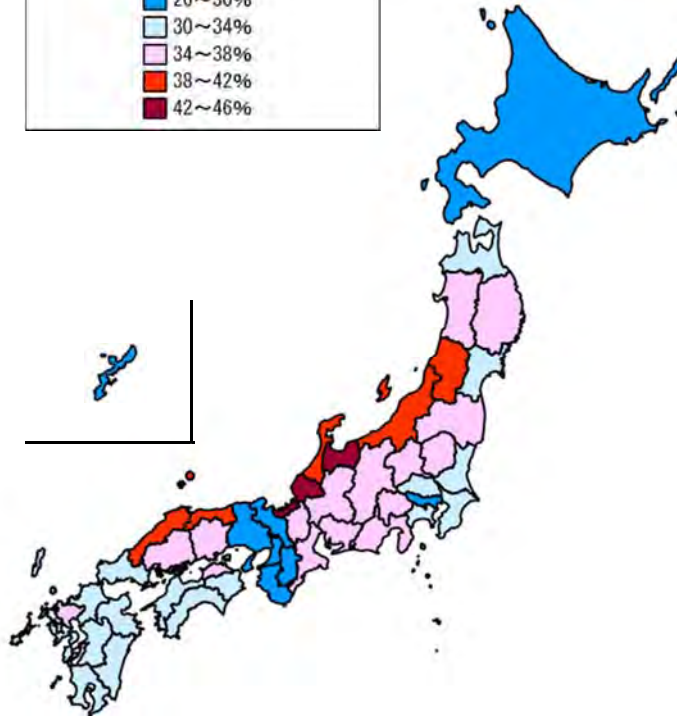
(備考) 潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口(有業者+就業希望者)の割合。

(出所) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

# 共働き世帯及び雇用者の割合

共働き世帯の割合(平成22年)

夫・妻とも雇用者である世帯の割合



(単位:%)

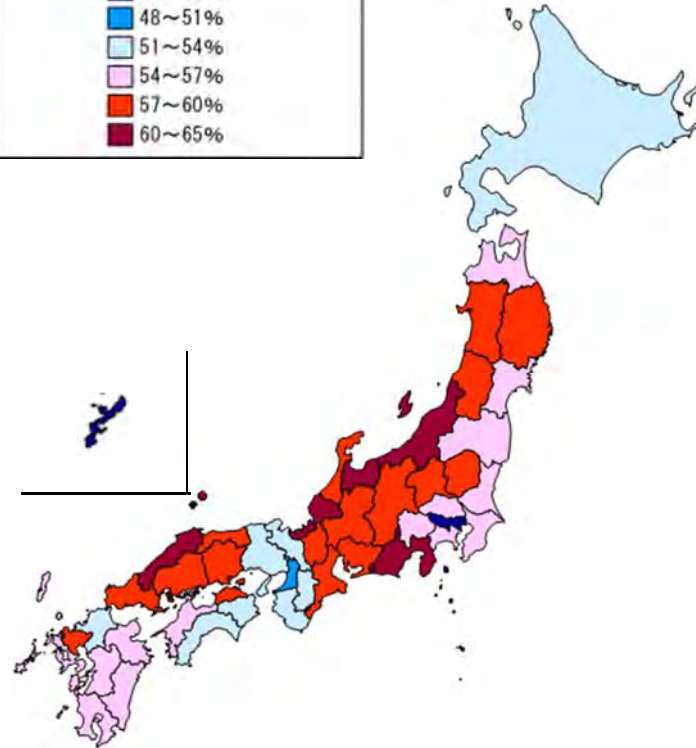
	22年
北海道	29.6
青森県	33.0
岩手県	36.0
宮城県	33.9
秋田県	35.9
山形県	40.7
福島県	36.3
茨城県	33.5
栃木県	36.2
群馬県	35.4
埼玉県	32.8
千葉県	31.5
東京都	28.9
神奈川県	31.4
新潟県	40.7
富山県	43.3
石川県	40.7
福井県	43.5
山梨県	34.2
長野県	36.7
岐阜県	37.1
静岡県	37.0
愛知県	34.9
三重県	35.5
滋賀県	36.2
京都府	29.3
大阪府	26.9
兵庫県	29.8
奈良県	26.4
和歌山県	27.2
鳥取県	38.9
島根県	40.4
岡山県	34.2
広島県	34.3
山口県	32.6
徳島県	31.9
香川県	35.2
愛媛県	30.4
高知県	30.7
福岡県	30.8
佐賀県	36.2
長崎県	31.6
熊本県	33.4
大分県	32.6
宮崎県	32.4
鹿児島県	31.0
沖縄県	28.7
全国	32.5

(備考) ・割合は、夫婦のいる世帯に占める夫・妻とも雇用者である世帯の割合。  
 世帯主とその配偶者がともに雇用者である世帯を1世帯として集計。  
 ・雇用者は、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの  
 家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・  
 団体・個人や官公庁に雇用されている人。

(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

生産年齢人口に占める雇用者の割合(平成22年)

生産年齢人口に占める雇用者の割合



(単位:%)

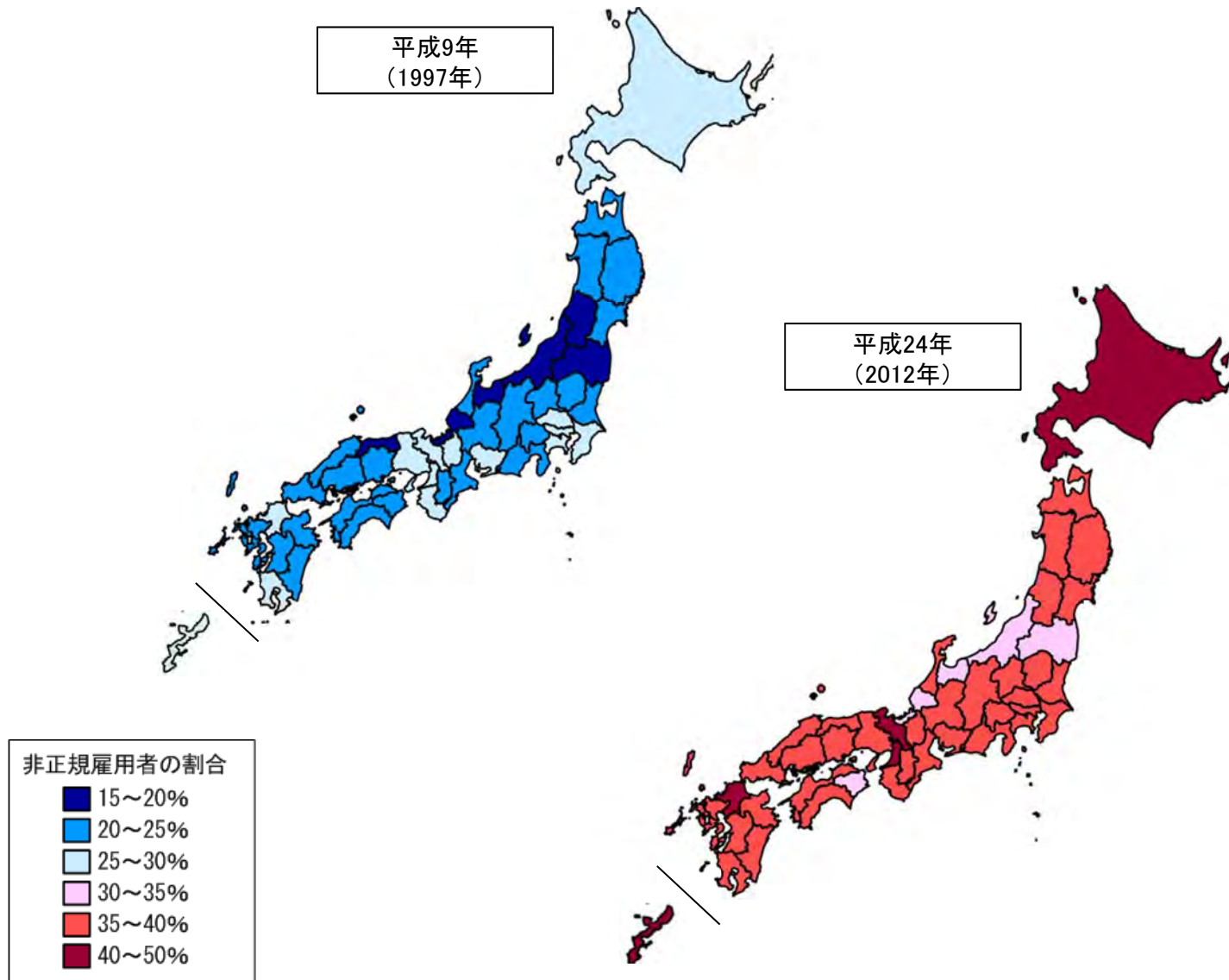
	22年
北海道	53.4
青森県	54.4
岩手県	58.4
宮城県	55.4
秋田県	58.0
山形県	59.3
福島県	56.3
茨城県	56.0
栃木県	57.1
群馬県	57.3
埼玉県	55.5
千葉県	55.4
東京都	45.5
神奈川県	54.6
新潟県	60.8
富山県	63.3
石川県	59.4
福井県	61.9
山梨県	55.4
長野県	59.8
岐阜県	59.0
静岡県	60.6
愛知県	57.6
三重県	58.9
滋賀県	58.5
京都府	51.7
大阪府	49.7
兵庫県	53.9
奈良県	51.3
和歌山県	52.4
鳥取県	58.7
島根県	61.4
岡山県	57.1
広島県	57.6
山口県	58.5
徳島県	52.5
香川県	58.1
愛媛県	54.7
高知県	51.6
福岡県	52.9
佐賀県	57.7
長崎県	55.6
熊本県	55.1
大分県	56.7
宮崎県	55.0
鹿児島県	54.8
沖縄県	47.6
全国	54.4

(備考) 雇用者は、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの  
 家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・  
 団体・個人や官公庁に雇用されている人。

(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

# 都道府県別の雇用者に占める非正規雇用の割合

(単位:%)



	9年	24年	増減
北海道	27.7	42.8	15.1
青森県	24.2	37.9	13.7
岩手県	21.8	37.7	15.9
宮城県	23.2	39.3	16.1
秋田県	21.2	35.3	14.1
山形県	18.7	35.8	17.1
福島県	19.8	34.8	15.0
茨城県	23.1	38.7	15.6
栃木県	23.0	36.7	13.7
群馬県	24.3	38.3	14.0
埼玉県	26.3	39.6	13.3
千葉県	25.1	39.4	14.3
東京都	26.9	35.7	8.8
神奈川県	25.3	38.2	12.9
新潟県	19.6	34.1	14.5
富山県	19.5	32.9	13.4
石川県	20.9	35.5	14.6
福井県	17.3	32.7	15.4
山梨県	23.3	39.5	16.2
長野県	21.8	38.8	17.0
岐阜県	23.7	37.7	14.0
静岡県	24.1	37.6	13.5
愛知県	25.3	37.3	12.0
三重県	24.9	38.6	13.7
滋賀県	25.3	38.4	13.1
京都府	28.6	41.8	13.2
大阪府	25.6	41.3	15.7
兵庫県	25.7	39.0	13.3
奈良県	24.0	39.8	15.8
和歌山県	25.5	38.5	13.0
鳥取県	19.3	36.2	16.9
島根県	21.1	35.1	14.0
岡山県	22.4	36.8	14.4
広島県	23.3	36.8	13.5
山口県	23.5	36.2	12.7
徳島県	20.1	33.8	13.7
香川県	21.2	35.3	14.1
愛媛県	22.9	36.7	13.8
高知県	23.2	36.8	13.6
福岡県	25.8	40.0	14.2
佐賀県	22.7	35.0	12.3
長崎県	23.1	35.7	12.6
熊本県	22.3	36.8	14.5
大分県	23.6	35.6	12.0
宮崎県	23.5	39.0	15.5
鹿児島県	25.9	39.9	14.0
沖縄県	27.8	44.5	16.7
全国	24.6	38.2	13.6

(備考) 割合は、「役員を除く雇用者」に占める非正規雇用の割合。  
 非正規雇用者は、平成9年は「パート」、「アルバイト」、「嘱託など」、「人材派遣企業の派遣社員」及び「その他」の合計。平成24年は「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」及び「その他」の合計。  
 (出所) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

### 3. 就業調整を意識しなくて済む仕組み の構築

## 配偶者控除の経緯（個人住民税）

### <配偶者控除の性格>

- ・ 納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（個人住民税：33万円、所得税：38万円）及び配偶者特別控除（個人住民税：最高33万円、所得税：最高38万円）が設けられている。

配偶者については、かつては1人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、個人住民税においては昭和41年度（所得税においては昭和36年度）に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。

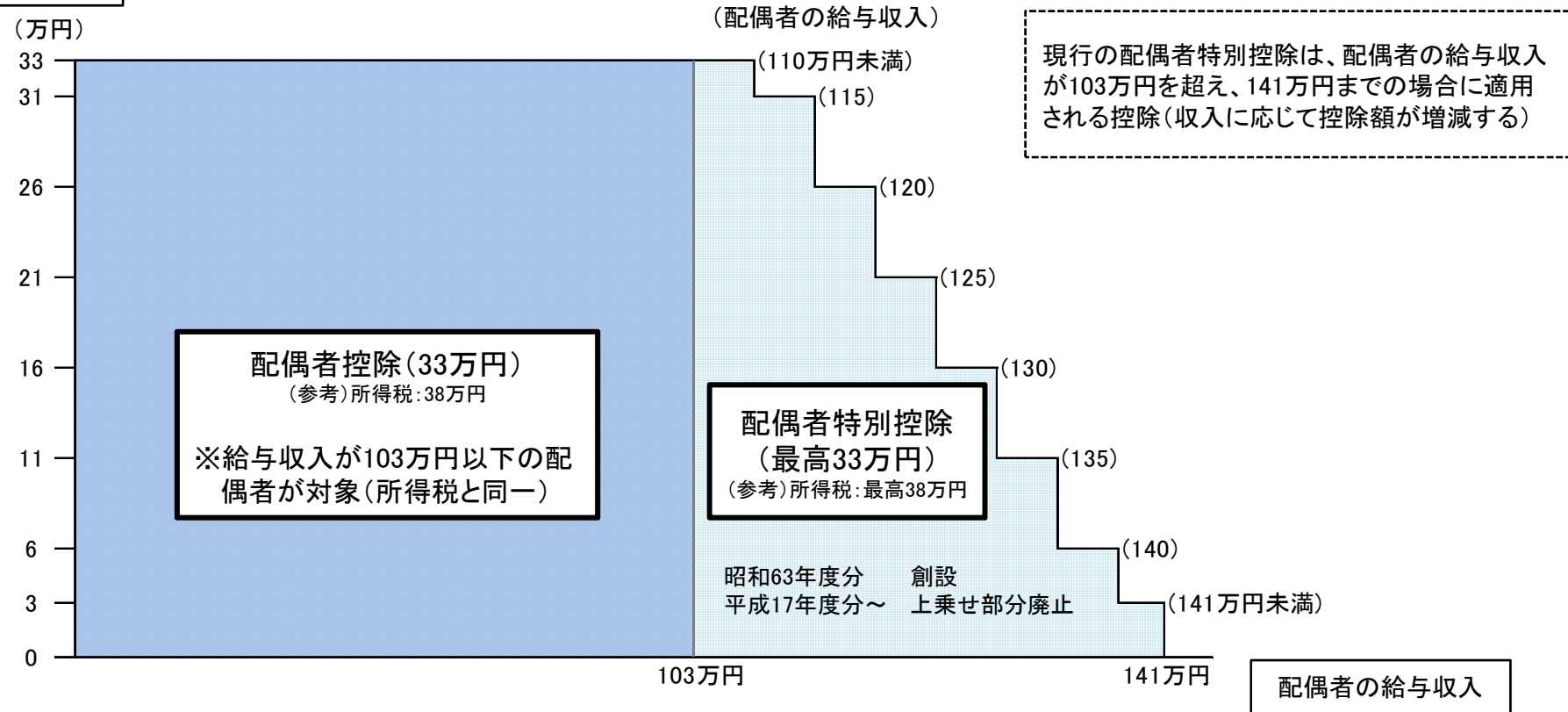
### <配偶者控除・配偶者特別控除の沿革（個人住民税）>

		配偶者控除額	配偶者特別控除額			
昭和 41・42 年度	（扶養控除に代えて 配偶者控除を創設）	80,000 円				
43		90,000 円				
44		100,000 円				
45		110,000 円				
46		130,000 円				
47		140,000 円				
48		150,000 円				
49		180,000 円				
50・51		190,000 円				
52・53		200,000 円				
54	210,000 円					
55～58	（26万円）	220,000 円				
59		253,000 円				
60～62		260,000 円	（昭和63年度創設）	（本人の所得要件）		
63		280,000 円			140,000 円	800万円以下
平成元		〃			〃 円	〃
2		300,000 円			300,000 円	1,000万円以下
3～6		310,000 円			310,000 円	〃
7		330,000 円			330,000 円	〃
17～		〃			〃	〃
						（上乗せ部分の廃止）

(注) 1. 上記の金額は平年度ベースである。  
 2. 59年度の( )書きは、昭和59年度分個人住民税の臨時特例法適用後のものである。

# 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（個人住民税）

納税者本人の  
受ける控除額

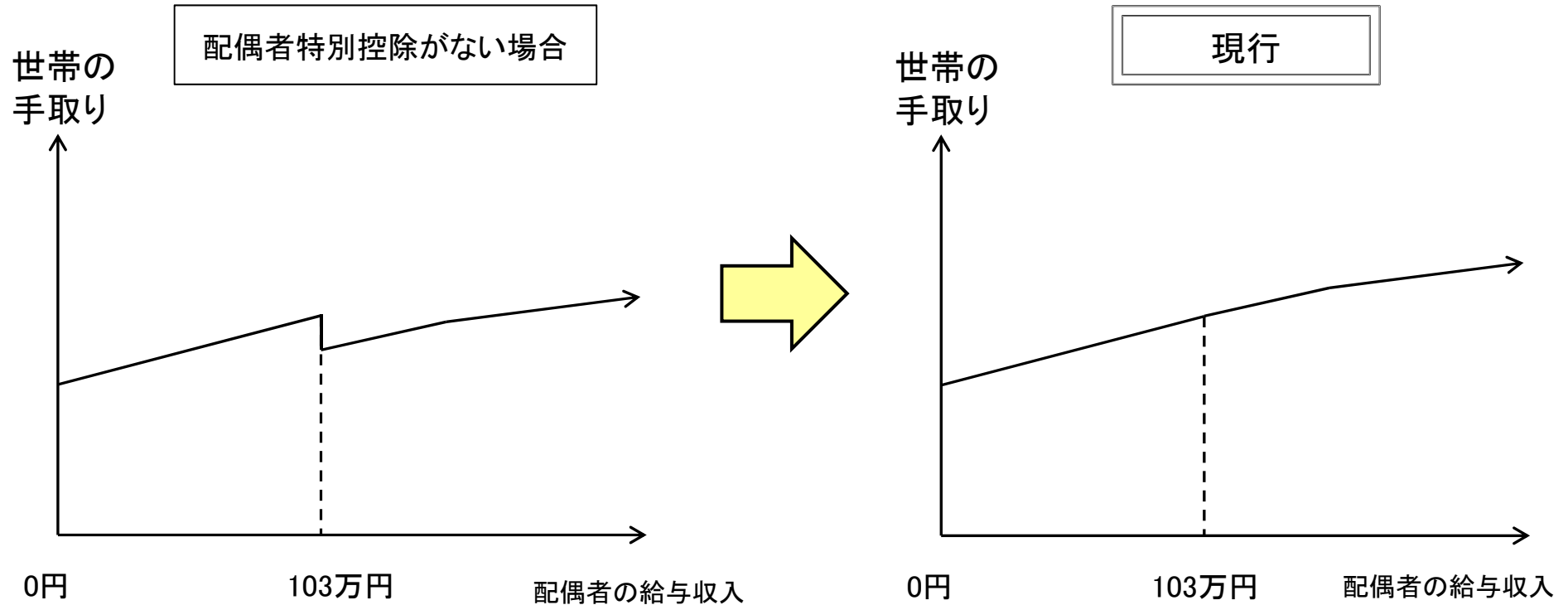


※配偶者特別控除は、控除を受ける納税者本人の前年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。



## いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある(いわゆる103万円の壁)。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。

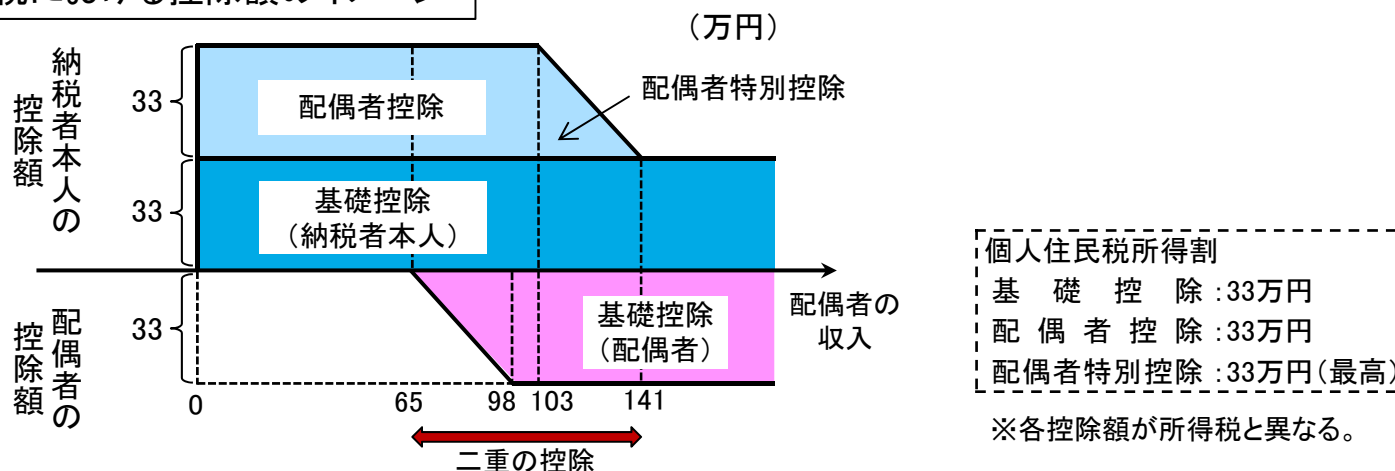


(注) 個人住民税の配偶者特別控除は昭和63年度に創設。

# 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要（個人住民税）

平成26年11月  
政府税制調査会

## 個人住民税における控除額のイメージ



## 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」(抄)

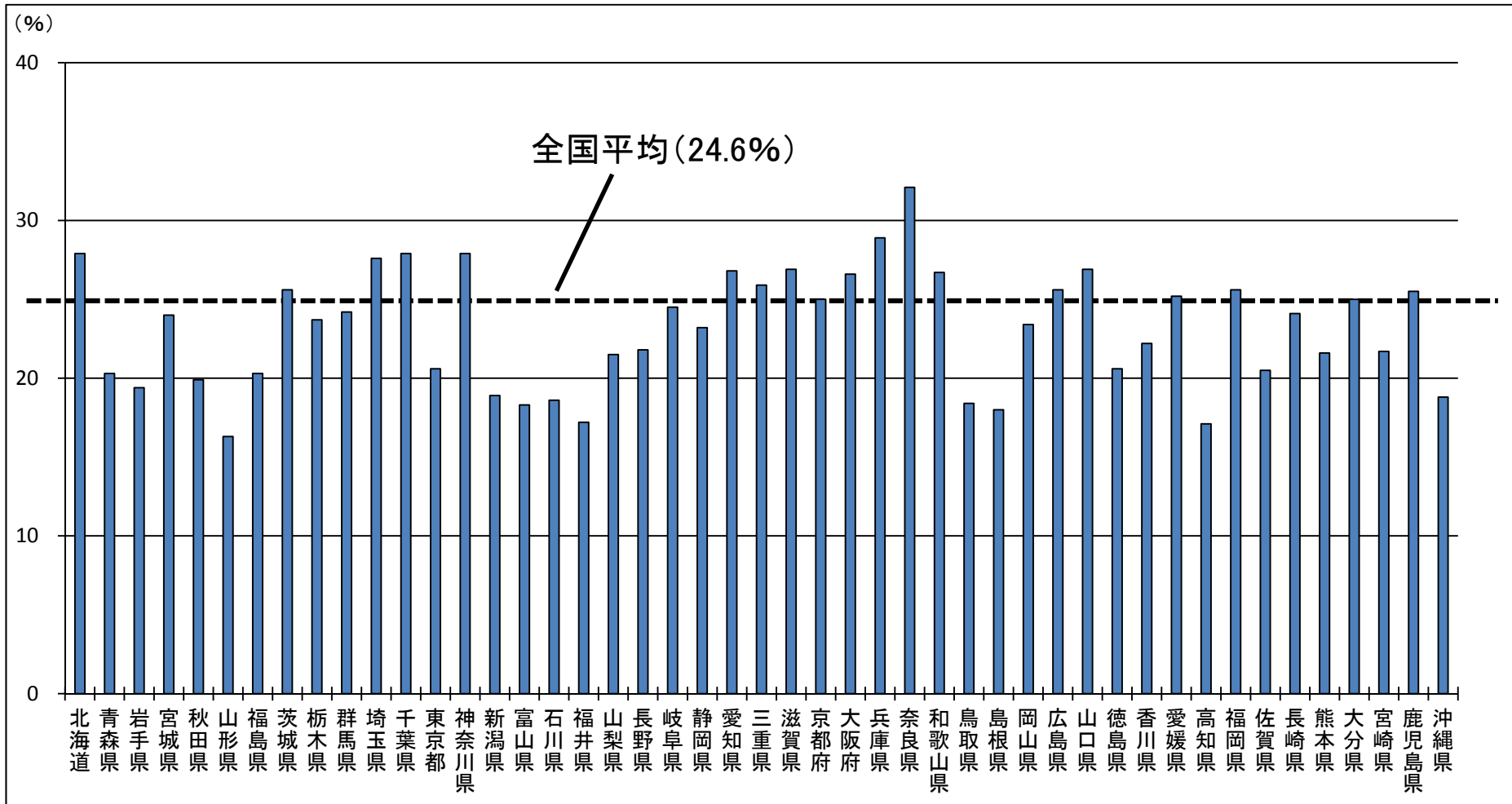
### 4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- (3) 諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要である。

# 個人住民税における配偶者控除の都道府県別適用状況

○「所得割納税義務者」に対する「配偶者控除適用者数」の割合

$$\text{割合} = \frac{\text{配偶者控除適用者数}}{\text{納税義務者数}}$$



(出所)平成27年度市町村税課税状況等の調。  
 (注)配偶者控除の適用者数には老人控除対象配偶者を含む。

# 人口一人当たりの税収額の指数（平成26年度決算額）

